

平成19年4月24日

半 沢 一 宣 様

総務省東京行政評価事務所
行政相談課

行政相談事案について（回答）

こちらは総務省東京行政評価事務所行政相談課です。

御相談いただいた「日本司法支援センター（法テラス）の犯罪被害者支援制度への疑問」の件について、日本司法支援センターに照会したところ、下記のとおり回答がありましたので、ご連絡いたします。

記

（日本司法支援センターの回答）

日本司法支援センター（以下「法テラス」といいます。）では、犯罪被害者支援ダイヤルを設置すると同時に地方事務所において、犯罪被害者支援に関わる関係団体・支援団体との連携のもと、その情報を提供するとともに、必要に応じて、犯罪被害者支援に精通する弁護士の紹介を行っております。さらに、経済的な事由を障害として、弁護士に対する相談をはじめとした依頼が不可能になることのないよう、総合法律支援法第30条第1項にいう民事法律扶助制度の利用に関する適切な説明に努めております。

法テラス東京地方事務所霞ヶ関分室に、相談希望者が来所された場合には、資力状況を確認の上、資力要件を充足する申告を得た上で、同室で実施している民事法律扶助業務における相談援助を提供し、そうでない場合には、弁護士会館3階で実施されている弁護士会による有料法律相談窓口をご案内しているところです。

法テラスにおきまして、申出人が申出られている対応があったとすれば誠に遺憾であり、今後、民事法律扶助制度をはじめとした法制度並びに関係機関に関する情報提供をより適切に行うよう、より一層徹底してまいります。

なお、法テラスにおける個別対応の状況につきましては、個人情報保護等の点からお答えすることはいたしかねますので、ご了承ください。

東京行政評価事務所行政相談課
電話：0570-090110